

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第十一回本審議会議事録

令和 8 年 3 月 16 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 4 時 55 分より

場所 茨城労働局 2 階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
小坂 祐之
生井澤 律子

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局	労働局長	佐藤 悦子
	労働基準部長	江口 勇次
	賃金室長	黒羽 勝利
	室長補佐	猪狩 智行
	賃金係	佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) その他

補佐 本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度第十一回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員、労働者代表委員の黒澤委員と宮下委員の3名が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。今年度最後の審議会となります。これで、何とかこの一年間終われるということになりますので、もうひと頑張りしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）特定最低賃金改正の意向確認（表明）について、事務局にご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

係員 それでは私の方から説明させていただきます。

お手元の資料の314ページ、資料ナンバー1の方に意向表明の写しを添付しておりますのでご覧ください。

こちらは、令和8年3月12日に鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業の4業種全てについて、改正に関わる意向表明が提出されております。なお、いずれも改正の申出は、7月上旬頃を予定されております。私からは以上です。

会長 はい、ありがとうございました。ただ今、事務局からご説明があった来年度の特定最低賃金の改正申出に係る意向

表明が関係労働組合から茨城労働局長あてに提出されたという報告がございました。

労働者側代表委員の方で何か補足説明がございますか。

労働委員

はい、お疲れさまです。今年度最後の審議会ということで、この一年間、皆様とともに真摯な議論ができましたことについて、御礼申し上げたいと思います。

ただ今報告がありましたように、来年度に向け、4業種について特定最低賃金の意向表明をさせていただいたところでございます。申出につきましては、説明がありましたように7月上旬を予定しておりますので、趣旨、内容については、その際に申し上げていきたいと思います。いずれにしましても、来年度も引き続き、真摯かつ中身のある審議ができますよう、よろしくお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ただ今の意向表明につきまして、皆様の方で何かご意見やご質問等がございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

無いようですので、続きまして、改正に関する申出の要件となります各特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数について、事務局からご報告をお願いします。

係 員

それでは、お手元の資料の320ページ、資料ナンバー2をご覧ください。

令和7年の特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数は、ご覧の表のとおりとなっております。こちらの数値につきましては、令和3年の経済センサスの令和4年次フレームの母集団の数値をもとに、最低賃金に関する基礎調査

で把握した特定最低賃金適用除外労働者数を除外し、さらに、令和7年12月までに労働局で把握した廃止事業場数を除外及び新規成立の事業場数を追加した上で算出した推測値となっております。次のページには、令和元年度以降の適用使用者数と適用労働者数の推移表をつけておりますので、参考までにご覧ください。私からは以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 それでは、ご報告のとおり、茨城労働局長あて特定最低賃金の改正に係る意向表明がされたことに伴いまして、当審議会において、労使双方で意向確認をしたいと思えます。

ご承知のように、特定最低賃金の改正については、関係労使の合意が必要となります。申出予定者は、関係労使当事者間の意思疎通を図られますよう、どうぞよろしく願いいたします。

併せて、申出予定者は、意向表明にも書かれているように、7月上旬までに茨城労働局長あて改正に関する申出書の提出をお願いします。

続きまして、その他の配付資料についての説明を事務局にお願いいたします。

係 員 はい。引き続き、私の方から説明いたします。

まず、323ページの資料ナンバー3をご覧ください。

こちらが、今年度の特定最低賃金の官報公示の写しになっております。

続いて、325ページの資料ナンバー4をご覧ください。

こちらは、県内の監督署にて毎年１月から３月にかけて実施しております最低賃金の履行確保に重点を置いた監督指導状況の推移表となっております。こちらが、令和元年度から昨年度までの結果となっております。監督指導を行った事業場の件数、違反件数及び違反率を産業分類ごとに集計しております。なお、令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査が中止となったことから件数が少なくなっております。説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。この件につきまして、皆様の方から何かご意見・ご質問等がございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 それでは、議題（２）労働団体からの要請書につきまして、その報告を事務局からお願いします。

室 長 それでは、労働団体からの要請書について、ご報告申し上げます。

資料ナンバー５、326ページです。昨年の最低賃金改定後に労働団体から要請書が１件提出されております。本年２月19日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引上げ、労働行政の拡充のための人員増を求める要請書が提出されております。こちらの記の２に、最低賃金の引上げについてと題して、最低賃金の引上げや発効日のこと、審議会の運営に関する要請等が記載されております。後ほど、ご確認いただければと思います。以上です。

会 長 労働団体からの要請書につきまして、何かご意見・ご質

間等ございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 続きまして、議題（３）その他について、事務局からご説明があります。

室 長 事務局の方から、４点ほどご説明させていただきます。

まず１点目は、審議会の公開・非公開についてです。会議の透明性の確保、また、率直な意見を阻害しないという観点から、毎年、ご検討いただいているところです。

配付資料とは別に用意しました、参考資料１をご覧ください。これは、今年度の当審議会の公開・非公開の状況です。赤の文字が非公開となっている部分です。まず、原則論をご説明しますと、会議は原則公開とする。なお、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等、特段の理由により、会長は非公開とすることができ。非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくこと、となっております。

今年度は、第四回、第五回の参考人意見陳述等と専門部会の金額審議は非公開としてきたところです。先般、労使の代表の方と打合せを行いましたところ、参考人意見陳述等は、自社の経営状況等に触れることでオープンになってしまうこと、専門部会の金額審議については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、などから、労使とも非公開とのご意見をいただきました。その旨、会長にお伝えしましたところ、審議会の公開・非公開は、第１回目の審議会で決めることになっており、来年度は、新たに委員に就任される方がいらっしゃいますので、その方々の意見

を確認してからの方がいいのではないかということでしたので、改めまして、来年度、労使の代表委員と事前に打合せを行った上で、第1回目の審議会でお決めいただくということになりました。

会 長 ただ今のことにつきまして補足しますと、基本的には、労使キーマンで合意されているとおりで良いと思っているのですが、交代される委員の方々への情報共有もありますので、正式決定は来年度1回目の審議会の時でよろしいのではないかと思います。例年どおりですので、どうぞよろしくお願いいたします。

室 長 2点目について説明します。今年度の茨城県最低賃金の答申の付帯事項にあります最低賃金引上げによる中小企業等に対する支援にかかる業務改善助成金の申請状況です。

資料は特に用意していないのですが、当局における昨年度の申請件数は、3月末で338件でした。今年度においては、450件と昨年度の申請を上回り過去最高の申請件数となっております。今後も、最低賃金の周知はもとより、賃上げ支援策の周知についても、できる限りの周知広報に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、付帯事項の国や県への要望につきましては、厚生労働本省、茨城県へその旨報告させていただいております。当局への要望事項もございまして、こちらの方は、来年度になってからご報告したいと思います。その際、労使の代表委員や公益委員の方にご相談させていただくこともあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

続きまして3点目は、事業場視察です。事業場視察につきましては、今年1月16日に開催した第十回本審で検討いただいたところ、実施するということになりました。日程

につきましては、視察先事業所から５月２２日金曜日、５月２７日水曜日、５月２９日金曜日の３日の候補日をご提案いただき、その３日で委員の皆様から出欠確認をした結果を踏まえ、５月２７日の午後に決めさせていただきました。

日程調整におきまして、一部の委員におかれましては、残念ながら都合がつかず出席できないということで、大変申し訳ございませんがご了承ください。今後、もしご予定の見直し等があつて出席可能となりましたら、是非ご出席いただけますようよろしくお願いいたします。詳細につきましては、開催前に通知書を送付させていただきます。

会 長 例年、皆様が積極的に参加されます。どうぞよろしくお願いいたします。

室 長 最後４点目は、令和８年度における最低賃金審議会の日程についてです。参考資料２をご覧ください。

令和８年度最低賃金審議会開催予定表になっております。参考までに、昨年度配付したのものも付けましたので、見ていただければと思います。発効日につきましては、あくまでも審議会の中でお決めいただくということは勿論のことですが、例年、１０月１日発効予定として日程を組んだほうがいいのかどうか、タイトな審議スケジュールで審議時間として十分なのかどうかなど、いろいろなご意見があるかと思います。

その中で、２月１７日に送らせていただいた参考資料３の１なのですが、地域別最低賃金の公示日別最短効力発生予定日一覧表になります。こちらを見ながら説明させていただきますと、仮に、１０月１日の発効を目指した場合、９月１日火曜日までに官報公示を行う必要があります。そのためは、８月５日水曜日までに答申、そして、異議申出締切は８月２０日木曜日になりますので、翌日の８月２１日金曜

日午前中に異議審議を行う必要がございます。

来年度に入ってから、公益委員、労働者代表委員、使用者代表委員の方と事前に打合せ等を行い、日程調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただ今、事務局からご説明がありました日程等について、何かご意見等ございますか。

全委員 （意見等無し）

会 長 それでは、いただいている議事はすべて終了しました。
他に何かここでお話になりたいことがございますか。以上でよろしいでしょうか。

使側委員 事前にお伝えしたいことがあるのですが、答申文ですが、今年はしっかり皆様からの多くの意見をまとめたのだと思います。実際に、県の施策とか、国の施策とか、どういう風にフィードバックがきているのかということも、本日はちょっとデータが集まらないのでということなので、また皆様お集まりの機会には、昨年の答申が行政施策に活かされたのか、企業さんが使っているのか使っていないのか、そういったところを追いかけていく必要があるとだけ伝えたいと思います。

会 長 そのとおりだと思います。

答申文で要請もしているわけですから、地方も国も引上げのためにいろいろな施策をやるということで、新たな施策の予算を措置したということですが、予算が実際に執行されているかどうかという問題もありますし、どの程度、どういうところに執行されているのか、或いは、制

度が改正されて、プラスの効果を持っているかなど、来年度、できるだけ情報提供いただきたいと思います。国及び県から情報をもらうように、事務方の方は大変だとは思いますがけれども、よろしくお願いいたします。

そして、そのデータを見た上で、来年度も同様の議論が出てくると思います。具体的には、より良い制度改正とか、助成金一つとっても、どうしたらみんなの使い勝手が良いのか、申請しやすくしっかり助成されるのかなどの点について、御意見をいただくかと思います。また、効率性の問題もあります。事業主の方々にとって、あまりにも非効率だと申請する意味がないということもあるかと思います。そういうことは使用者の方が一番ご存じなので、使用者の方に、ここはどのように改善してほしいとかということを具体的に言っていただく方がいいと思います。また、それについて、要請に行ってもいいのではないかというようなことを以前使用者側委員の方がおっしゃっていました。そういう動きも含めて、ご検討くださると良いと思います。

他にございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 それでは、ここで局長から御挨拶をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

局 長 今年度、最後の最低賃金審議会ということで、委員の皆様におかれましては、４月から１年間大変ご苦勞をおかけしたと思っております。本当にありがとうございました。

今年度の審議会は、第一回が昨年７月７日で今日が第十一回ですが、実質的な審議をしていただいたのが第十回までということで、例年にない長丁場の中で真摯な議論を根

気強くしていただきまして、心より感謝申し上げます。

改定されました最低賃金額につきましては、確実に遵守されることが重要だということで、労働局におきましては、毎年1月から3月にかけて、集中的に指導監督を実施しているところでございます。引き続き、関係機関と連携しながら、支援施策の周知ですとか説明会などを通じて、履行確保に努めてまいりたいと考えております。

また、助成金の一つであります業務改善助成金につきましては、先ほど話がありましたけれども、昨年度と比べて、申請件数が1.3倍ということでございます。引き続き、業務改善助成金を含めました賃上げ支援助成金パッケージも適切にご活用いただけるようにということで、労働局といたしましても、関係機関と連携しながら、また、安定所、監督署とも一体になって周知に努めてまいりたいと考えておりますので、いろいろな場面で、委員の皆様におかれましても、それぞれの立場で、ご支援、ご協力をいただければと思っております。

今年度の審議会は、これで一区切りということになります。退任される委員の方もいらっしゃいますが、来年度も委員の皆様には、ご協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御礼の言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

会 長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、今年度最後の最低賃金審議会は終了となります。1年間、慎重に慎重を期して審議をした結果、皆様には大変なご負担をかけたことと拝察いたします。調査審議にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

来年度も、どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさ

までした。